

職業安定法第32条の13及び同法施行規則第24条の5に基づき、当社が行っている有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を、下記のとおり明示いたします。

#### 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社全事業所で取り扱う範囲:全職種(港湾運送業務、建設業務除く)

若年雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件と

した求人は取り扱わない。

取り扱い地域の範囲: 国内全域

## 手数料に関する事項

求職者から徴収する手数料: 手数料は一切頂きません。求人者から徴収する手数料: 別紙の手数料になります。

### 求人者の情報の取扱について

求人者の情報(職業紹介に係るものに限る)については、求職者に公開する場合のほか、求人者の同意を得た事項に限り、当社ホームページへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

#### 苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、各事業所の紹介責任者となります。苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

## 返戻金に関する事項

当社の紹介により就職したものが、入社後一定の期間内に本人都合による退職を申し出た場合、受領した紹介手数料から一定の額を返金致します。 返戻金額及に関しては、有料職業紹介契約書に個別で定めております。

> 株式会社アルフア 栃木県那須塩原市若葉町2-15 0287-60-7500



# 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円 *手数料負担者は求人者とします。
一般登録型 求人受理後、求人者に求職者を紹介する サービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%(または500万円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%(または500万円)  尚、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 (この場合でも年間賃金50%または、500万円の内、いづれか高い方を上限とします。)
一般登録型 求人の充足に向けた求人者に対する専門 的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%(または500万円)  尚、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 (この場合でも年間賃金100%または、500万円の内、いづれか高い方を上限とします。)
サーチ/スカウト型特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 500,000円 活動一日当たり 100,000円  成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%(または500万円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%(または500万円)  尚、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 (この場合でも年間賃金50%または、500万円の内、いづれか高い方を上限とします。)



再就職支援型 就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談 ・助言	着手金 1,000,000円 相談・助言終了時 当該求職者の前職の退職時に支払われた1年間の賃金の100% 尚、上記を基準に求人条件その他の状況により関係雇用主と特別に合意した場合は、その金額とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%(または500万円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%(または500万円) 尚、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 (この場合でも年間賃金50%または、500万円の内、いづれか高い方を上限とします。)